

## ○取引先の指名停止等の措置要領

(平成 13 年 4 月 1 日 13 理事長達第 62 号)

改正 平成 27 年 4 月 1 日 27 理事長達第 35 号 平成 30 年 11 月 13 日 30 理事長達第 86 号  
令和 3 年 11 月 1 日 3 理事長達第 38 号 令和 7 年 5 月 22 日 7 理事長達第 21 号

### (目的)

第 1 条 本措置要領の目的は、贈賄及び事故等を起こした業者に対し、反省改善を求め、将来に向けての適正な行動を期待するとともに、これら業者に契約を発注して社会的な批判を招き、国立研究開発法人としての姿勢を問われることを未然に防止しようとするものである。

### (定義)

第 2 条 この措置要領において次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

- (1) 「指名」とは、入札契約・随意契約にかかわらず、引合先として業者選定することをいう。
- (2) 「有資格業者」とは、工事請負又は購買等契約の取引実績のある業者をいい、今後も契約の引合先として選定される見込みのあるものに限る。

### (適用範囲)

第 3 条 本措置要領は、有資格業者が別表第 1、第 2 に定める事項に該当する事件等を引き起こした場合に適用する。

### (指名停止)

第 4 条 契約担当役は、有資格業者が別表第 1 及び別表第 2 の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 契約担当役は、指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

### (下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第 5 条 契約担当役は、第 4 条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 契約担当役は、第 4 条第 1 項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 3 契約担当役は、第4条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で状況に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第6条 有資格業者が一の事案により別表各号の二以上の措置要件に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たない時は、1.5倍)の期間とする。

- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第2第1号及び第2号又は第3号から第6号までの措置要件に係る指名停止期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号及び第2号又は第3号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

- 3 契約担当役は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 契約担当役は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

- 5 契約担当役は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

- 6 契約担当役は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知)

第7条 契約担当役は、第4条第1項若しくは第5条各項の規定により指名停止を行い、第6第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第6条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ様式第1、様式第2又は様式第3により通知するものとする。

(下請等の禁止)

第8条 契約担当役は、指名停止の期間中の有資格業者が契約担当理事との契約の一部を下請し、若しくは受託し又は完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止の留保)

第9条 契約担当役は、次の各号の一に該当する場合、指名停止の措置を留保することができる。

(1) 当該有資格業者でなければ契約の履行が不可能な場合

(2) 当該有資格業者が現に契約を履行中であり、当該契約と既契約とが技術的に密接な関係があつて、有資格業者を交替させることが契約の履行に著しく支障を及ぼすと認められる場合

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10条 契約担当役は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この理事長達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日 27理事長達第35号)

この理事長達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年11月13日 30理事長達第86号)

この理事長達は、平成30年11月13日から施行する。

附 則(令和3年11月1日 3理事長達第38号)

この理事長達は、令和3年11月1日から施行する。

附 則(令和7年5月22日 7理事長達第21号)

1 この理事長達は、令和7年6月1日から施行する。

2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）及びこの理事長達の施行前に犯した禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により刑を宣告された者は、改正後の別表第2第9項の規定の適用については、拘禁刑が定められている刑を宣告された者とみなす。

別表第1

事故等に基づく措置基準

措置要件	指名停止期間
------	--------

(虚偽記載)	
1 防災科学技術研究所の発注する契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められたとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内
(過失による粗雑工事等)	
2 防災科学技術研究所と締結した工事等の契約の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内
(契約違反)	
3 第2号に掲げる場合のほか、防災科学技術研究所発注工事等の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
4 防災科学技術研究所発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
5 防災科学技術研究所発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	指名停止期間
(贈賄)	
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、防災科学技術研究所の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)	4ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者でイに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)	3ヵ月以上9ヵ月以内
ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの(以下「使用	2ヵ月以上6ヵ月以

人」という。)	内
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3 ヶ月以上9 ヶ月以内
ロ 一般役員等	2 ヶ月以上6 ヶ月以内
ハ 使用人	1 ヶ月以上3 ヶ月以内
(独占禁止法違反行為)	
3 防災科学技術研究所との契約において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から3 ヶ月以上9 ヶ月以内
4 前号に掲げる場合を除くほか、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2 ヶ月以上9 ヶ月以内
(重大な独占禁止法違反行為等)	
5 工事業務において、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき(当該工事に政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受ける者が含まれる場合に限る。)	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6か月以上24か月以内
イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(代表役員又は一般役員等若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)	
ロ 代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(談合)	
6 防災科学技術研究所との契約において、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から3 ヶ月以上12 ヶ月以内
7 前号に掲げる場合を除くほか、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から2 ヶ月以上12 ヶ月以内
(不正又は不誠実な行為)	
8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1 ヶ月以上9 ヶ月以内

9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
--	----------------------

様式第1

指名停止等通知書

[別紙参照]

様式第2

指名停止期間変更通知書

[別紙参照]

様式第3

指名停止解除通知書

[別紙参照]